

1. 背景と目的

平成23年3月に発生しました東日本大震災では、被災地全体の死亡者数のうち65歳以上の高齢者が約6割を占めるとともに、障がい者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約2倍に上ったと報告されています。

このように、高齢者や障がい者など災害発生時に支援が必要な要配慮者の死亡率が高かったことを教訓として、国は平成25年6月に「災害対策基本法」を改正し、同年8月には、これまでのガイドラインを全面改訂した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」を示しました。

本町においても高齢化率は31%となっており、今後も高齢者の人口は確実に増加する見込みで、障がい者の手帳保持者も年々増加傾向にあることから、台風や集中豪雨、地震や津波など自然災害における避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援や避難施設での配慮が求められています。

また、近い将来に発生が予測される南海トラフ巨大地震の被害想定では、最大震度7の強い揺れと最大11mの津波により670haが浸水、全半壊約7,700棟、死傷者約2,100人となっており、高齢者や障がい者といった避難行動要支援者に対する実効性のある避難支援、安否確認その他生命又は身体を災害から保護するために必要な措置に向けた取り組みは重要な課題となっています。

この「高鍋町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」（以下「支援プラン」という。）は、災害対策基本法の改正等を踏まえ、「高鍋町地域防災計画」の下位計画として、避難行動要支援者の安全と安心を確保するため、避難支援等の基本的考え方や進め方などについての対策を定めたものであり、自助・共助及び公助と連携した実効性のある避難支援体制の構築を図っていくことを目的としています。

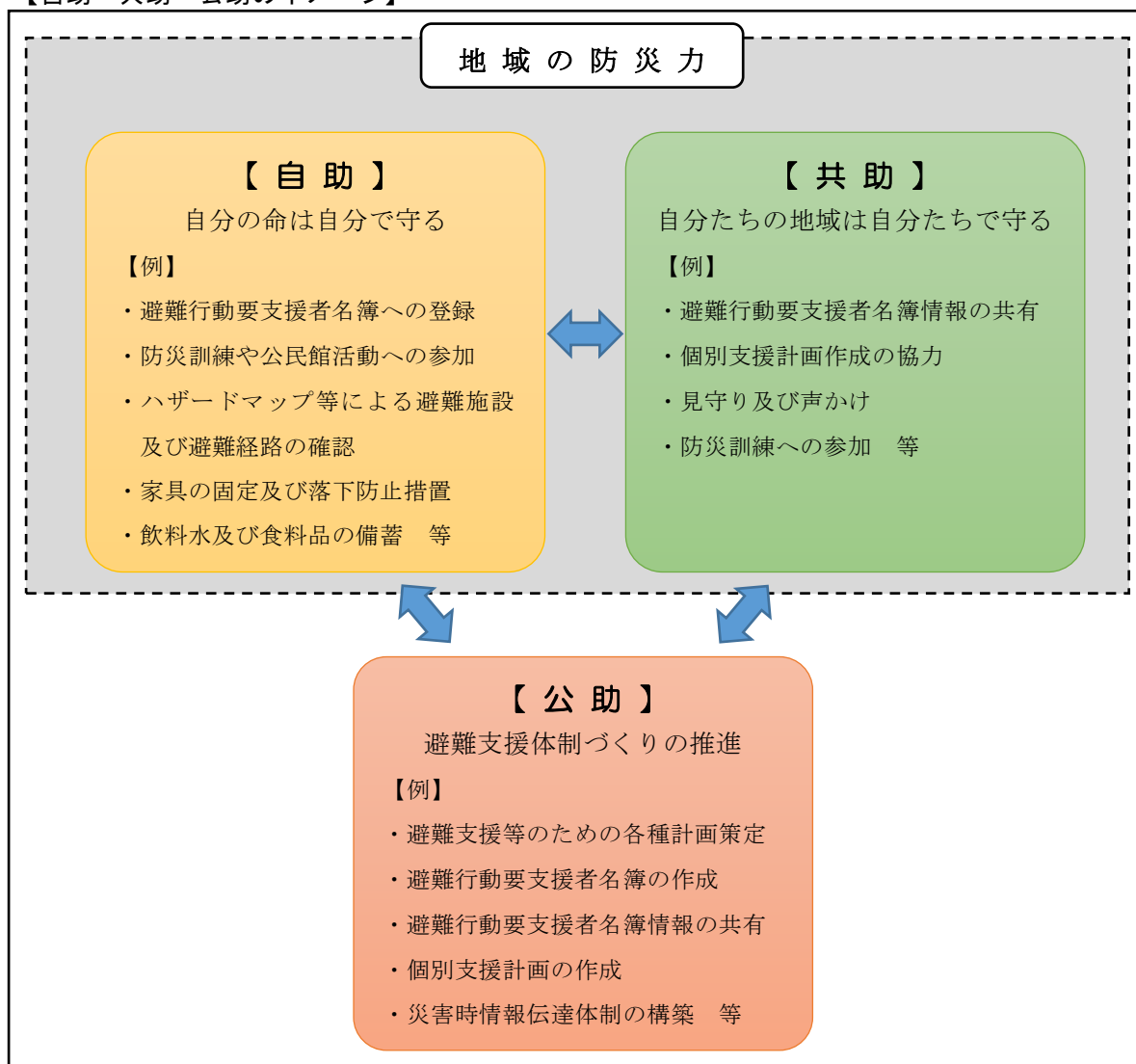


2. 基本的な考え方

地域における避難支援体制づくりにおいては、避難行動要支援者本人及び家族が日頃から災害に対する意識を高め備える「自助」、自治公民館や自主防災組織、隣近所との助け合いや支え合いによる「共助」が不可欠です。

災害発生時、最初に力を発揮するのは、被災現場にいる地域の人であることから、避難行動要支援者への避難支援等は、地域における「自助」「共助」を基本とし、町は避難行動要支援者の名簿作成や関係機関との情報共有、災害時情報伝達体制の構築などの避難支援体制の整備を促進していきます。

【自助・共助・公助のイメージ】



1. 要配慮者

災害発生時等に必要な情報を迅速かつ的確に把握することが困難であったり、自らの命を守るために安全な場所に避難する等の一連の行動をとることが困難であったり、避難所生活において他者からの配慮を必要としたりする高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人をいいます。

2. 避難行動要支援者

本町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいいます。

3. 避難行動要支援者名簿

地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿のことをいいます。

4. 避難支援等関係者

避難行動要支援者の円滑な避難行動を支援する避難支援等関係者は、地域防災計画に定めている次の者とします。

- (1) 消防機関
- (2) 高鍋警察署
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 町社会福祉協議会
- (5) 公民館長
- (6) 自主防災組織
- (7) 社会福祉事業者
- (8) その他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者

5. 避難支援者

災害発生時に避難行動要支援者の避難行動を直接支援する人をいいます。

1. 官民協働による避難行動要支援者の避難支援

災害に対する取組は、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本として、それぞれの主体が具体的な災害対策を協力して進めることが大切です。支援プランは、官民が協働して高齢者や障がい者など避難にあたって優先的に支援が必要となる人の名簿を作成・共有し、その一人ひとりについて誰が支援し、どこの避難所へ避難させるかなど、具体的な避難支援の仕組みづくりを目指すものです。

こうした取組を通じて地域で日頃からの防災対策や避難支援体制を話し合い、各地域の実情に合わせた災害時の避難支援の仕組みづくりを行うことが地域防災力の強化につながります。

また、地域で避難訓練や情報伝達訓練等を行う際には、日中や夜間、洪水や地震・津波等、時間帯や災害の種類・規模により対応が異なることから、自治公民館、自主防災組織、関係団体等のほか、広く地域住民も参加する地域ぐるみでの取り組みが望まれます。

避難行動要支援者の避難支援は地域（近隣）の共助の力が重要となることから、地域、行政、関係機関・団体等の役割分担を明確にし、共通認識を持つておくことが必要です。

2. 町の役割

避難行動要支援者の避難支援に関する町（総務課・福祉課・健康保険課）の役割は次のとおりです。

- 避難行動要支援者名簿の作成・更新及び情報共有
- 個別支援計画の作成・更新
- 自主防災組織の組織化や組織体制の強化
- 避難準備・高齢者等避難開始等の避難情報伝達体制の整備
- 総合防災訓練等の計画・実施・地域支援
- 避難行動要支援者の避難状況の把握・安否確認 等

3. 避難支援等関係者（関係機関）の役割

避難行動要支援者の避難支援に関する関係機関の役割は次のとおりです。なお、高鍋町消防団については、担当する区域のみを対象とします。

(1) 消防機関（東児湯消防組合・高鍋町消防団）

- 避難行動要支援者名簿の情報共有
- 避難行動要支援者の避難支援体制整備への協力
- 防災訓練（地域避難救助訓練）への協力
- 避難行動要支援者の避難支援・安否確認
- 個別支援計画作成・更新への協力 等

(2) 高鍋警察署

- 避難行動要支援者名簿の情報共有
- 防災訓練（地域避難救助訓練）への協力

- 避難行動要支援者の避難支援・安否確認 等
- (3) 町社会福祉協議会
- 避難行動要支援者名簿の作成・更新への協力、情報共有
 - 個別支援計画作成・更新への協力
 - 避難行動要支援者の避難支援・安否確認への協力
 - 災害ボランティアセンターの設置・運営
 - 災害ボランティア等の受入・派遣調整 等
- (4) 社会福祉事業者
- 避難行動要支援者の安全確保のための組織・体制の整備
 - 職員等に対する防災教育及び防災訓練の計画・実施
 - 町・施設相互間・自主防災組織・ボランティア組織及び近隣住民との協力体制の整備
 - 避難行動要支援者の福祉避難所指定・設置への協力 等

4. 避難支援等関係者（地域）の役割

避難行動要支援者の避難支援に関する地域の役割は次のとおりです。なお、それぞれ担当する区域のみを対象とします。

- (1) 民生委員児童委員
- 避難行動要支援者名簿の作成・更新への協力、情報共有
 - 個別支援計画作成・更新への協力、情報共有
 - 防災訓練（地域避難救助訓練）への協力
 - 避難行動要支援者の避難支援・安否確認への協力
 - 避難行動要支援者への日常からの見守り活動 等
- (2) 自治公民館（公民館長）
- 避難行動要支援者名簿の作成・更新への協力、情報共有
 - 個別支援計画作成・更新への協力、情報共有
 - 防災訓練（地域避難救助訓練）の計画・実施
 - 避難行動要支援者の避難支援・安否確認 等
- (3) 自主防災組織
- 避難行動要支援者名簿の作成・更新への協力、情報共有
 - 個別支援計画作成・更新への協力、情報共有
 - 防災訓練（地域避難救助訓練）の計画・実施
 - 避難行動要支援者の避難支援・安否確認 等
- (4) その他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者
- 避難行動要支援者名簿の作成・更新への協力
 - 個別支援計画作成・更新への協力
 - 避難行動要支援者の避難支援・安否確認への協力 等

5. 避難行動要支援者自身の役割

避難行動要支援者自身の役割は次のとおりです。

- 隣近所や地域の支援者等との関係づくり
- 必要な支援内容の伝達
- 避難経路の確認
- 非常持ち出し品等の準備・食料等の備蓄
- 住宅の安全対策 等



第4章 避難行動要支援者名簿の作成等

1. 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手

(1) 関係部局からの情報集約

避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、要配慮者を正確に把握するため、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に集約します。

(2) 県等からの情報取得

難病患者にかかる情報等、町で把握していない情報の取得が、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、法令に基づく依頼又は提供であることを書面により明確にした上で情報提供を求め、必要な情報の取得に努めます。

2. 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者は、生活の基盤が自宅にある者（社会福祉施設等へ長期入所されている方や長期入院されている方は名簿掲載の対象外）のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とします。

また、要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、町に対し、避難支援等関係者への情報提供に同意した上で、自ら名簿への掲載を求めることも可能とします。

- ①介護保険法による要介護度1以上の認定を受けている者
- ②身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- ③療育手帳Aの交付を受けている者
- ④身体障害者手帳3級かつ療育手帳B-1の交付を受けている者
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- ⑥障害福祉サービス等を利用している難病患者
- ⑦その他、避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿への記載事項

避難行動要支援者名簿には、日常から生活・身体状況等の正確な把握や災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等を実施できるよう、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録します。

- ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先 ⑥避難支援等を必要とする理由
- ⑦その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(3) 避難行動要支援者名簿の情報管理

名簿の情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、名簿を活用した避難支援等そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者とが良好な関係を築く上で極めて重要です。

そのため、町では避難行動要支援者名簿を、電子データでの管理に加えて、災害による停電等を考慮し、紙媒体でも保管します。

また、適正な情報管理を行うため、電子データの場合は、部外者が閲覧できないようパスワード等を設定し、担当者以外に情報が漏えいしないよう厳正な管理を行うとともに、紙媒体の場合は、施錠できる保管庫等に保存し、必要時以外の持ち出しや部外者の閲覧ができないように厳重に管理します。

(4) 避難行動要支援者名簿情報の外部提供意思確認

避難行動要支援者に対して、「避難行動要支援者名簿登録申請書(外部提供確認書)」により、名簿に記載する個人情報を確認するとともに、避難支援等関係者への外部提供の意思確認を行います。

避難行動要支援者の対象要件に該当する人のうち、災害発生時等において、家族等による避難支援等を十分に受けられない人については、避難行動要支援者名簿情報の外部提供に同意することで、平常時から避難支援等関係者による避難支援等を受けることができます。

また、重度の認知症や障がい等により、個人情報の外部提供に同意したことによって生じる結果について、判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等からの同意が必要となります。

(5) 避難行動要支援者名簿の種類

①対象者名簿

災害発生時等の安否確認等に活用するため、避難行動要支援者本人からの外部提供の同意の有無に関係なく、基準日において避難行動要支援者対象要件に該当する人を記載又は記録した名簿

②同意者名簿

対象者名簿のうち、平常時からの避難支援体制づくりに活用するため、避難行動要支援者本人が外部提供に同意した人のみを記載又は記録した名簿

3. 避難行動要支援者名簿の更新と情報共有

(1) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況が変化することを想定して、災害発生時等の円滑かつ迅速な避難支援等の確保につなげるため、避難行動要支援者の最新情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を定期的（年1回以上）に更新します。

更新作業により、新たに避難行動要支援者の対象要件に該当することとなった人については、「避難行動要支援者名簿登録申請書（外部提供確認書）」にて名簿に記載又は記録する個人情報を確認するとともに、名簿情報の外部提供について意思確認を行

います。

また、避難行動要支援者の死亡や転出、社会福祉施設への長期入所や病院への長期入院が確認された場合は、随時更新（削除）します。

(2) 避難行動要支援者名簿情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変更が生じた時は、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対し、変更が生じた旨を通知します。

また、死亡や長期入所等により名簿から削除された場合にも、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対し、名簿の登録から削除された旨を通知し、情報の共有を図ります。

4. 避難行動要支援者名簿情報の事前提供

(1) 避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿情報の外部提供に同意した人については、避難支援等の実施に必要な限度で、平常時から同意者名簿情報を避難支援等関係者に提供します。

(2) 情報漏えいを防止するために避難支援等関係者に対して講ずる措置

避難支援等関係者が同意者名簿の適正な情報管理を図り、同意者名簿情報が漏えいしないよう、次に掲げる適切な措置を講じます。

- ①同意者名簿には、避難行動要支援者の秘匿性の高い個人情報も含まれるため、個人情報が無用に共有、利用されないよう、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ②災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ③施錠可能な場所での保管や必要以上の複製をしないよう十分に説明する。
- ④同意者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で同意者名簿を取扱う者を限定するよう十分に説明する。
- ⑤名簿情報の取扱状況の報告を受ける。
- ⑥同意者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修等の実施に努める。

1. 避難支援等関係者と連携した個別支援計画の作成

(1) 個別支援計画の作成

災害発生時等の避難支援等を実効性のあるものにつなげるため、平常時から避難行動要支援者名簿情報の外部提供に同意した人については、地域の特性や実情を踏まえながら、避難支援等の具体的な方法について定めた個別支援計画の作成に努めます。

また、個別支援計画の作成にあたっては、同意者名簿情報に基づいて、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整や避難支援等関係者間の役割分担の調整を行うため、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自治公民館、自主防災組織や社会福祉事業者といった避難行動要支援者の身体的特性等について熟知した人（以下「コーディネーター」という。）に協力を得るよう努めます。

なお、個別支援計画作成時に選定する避難支援者については、避難支援者本人及びその家族が被災することも想定されることから、一人の避難行動要支援者に対して、できる限り複数名の避難支援者を選定し、避難支援者間で情報を共有し、相互に補完しながら避難支援等にあたる体制を目指します。

(2) 個別支援計画作成における確認事項

個別支援計画は、コーディネーターの協力を得て、避難行動要支援者やその家族と入念な打合せを行い、実効性のある避難支援等が実施できるよう、次に掲げる事項を確認します。

- ①災害発生時等に避難支援等を行う人（避難支援者）
- ②ハザードマップ等による避難支援等の方法や避難経路、避難場所
- ③避難支援等を行うにあたっての留意点（情報伝達、避難誘導時及び避難先）
- ④本人が不在で連絡が取れない時の対応（緊急連絡先等）
- ⑤その他、避難行動要支援者の身体的特性等により必要と考えられる事項

(3) 個別支援計画の情報管理

個別支援計画は、避難行動要支援者名簿と同様に、電子データでの管理に加えて、災害による停電等を考慮し、紙媒体でも保管します。

また、適正な情報管理を行うため、電子データの場合は、部外者が閲覧できないようパスワード等を設定し、担当者以外に情報が漏えいしないよう厳正な管理を行うとともに、紙媒体の場合は、施錠できる保管庫等に保存し、必要時以外の持ち出しや部外者の閲覧ができないように厳重に管理します。

2. 個別支援計画の更新と情報共有等

(1) 個別支援計画の更新

避難行動要支援者名簿と同様に、避難行動要支援者の状況が変化することを想定し、個別支援計画の定期的（年1回以上）な更新に努めます。

更新の際は、当初作成した個別支援計画と同様に、避難支援者が自宅に訪問する等

により、避難行動要支援者の家族やコーディネーターの協力を得て、地域の特性や実情を踏まえた具体的な内容に更新していきます。

(2) 個別支援計画情報の共有等

個別支援計画情報については、避難行動要支援者、避難支援者とともに、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者と共有し、災害発生時等の円滑かつ迅速な避難支援等の確保につなげます。

なお、個別支援計画情報は、提供を受けた避難支援等関係者に対して、同意者名簿情報と同様の措置を講じて、適正な情報管理に努めます。



1. 避難のための情報伝達

(1) 避難準備情報等の伝達

町災害対策本部から発令される避難情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難行動を実施するにあたって重要な情報となります。

そのため、避難支援等関係者が同意者名簿を活用して、着実な情報伝達を行い、早い段階での避難行動を促進できるような的確に伝えるとともに、その情報伝達にあたっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等となるように配慮していきます。

【避難情報の種類】

避難情報区分	発令時の状況	とっていただきたい行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階 人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者など、特に避難行動に時間を必要とする方は、計画された避難場所への避難行動を開始してください。 避難支援者は、避難行動要支援者の避難支援等を開始してください。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が、避難行動を開始しなければならない段階 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 発令された対象地域で通常の避難行動ができる方は、計画された避難場所等への避難行動を開始してください。 避難を開始できていない避難行動要支援者は、避難支援者の協力のもと周囲の安全確認を十分に行い、迅速に避難をしてください。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 災害の起こる前兆とみられる現象の発生や切迫した状況 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 	<ul style="list-style-type: none"> 発令された対象地域でまだ非難していない方は、直ちに避難行動を開始してください。 避難行動要支援者が未だ避難していない場合は、生命を守る最低限の行動をとってください。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

避難行動要支援者の中には、必要な情報を入手できれば自力で避難行動をとることができる者がいることも考えられます。このことは、避難支援等関係者の負担軽減にもつながることから、多様な情報手段の確保に努めていきます。

【情報伝達手段】

情報伝達手段	音声	文字
防災行政無線（戸別受信機）	○	
個別巡回（電話・口頭）	○	○
広報車・消防団車両	○	
電子メール（エリアメール、緊急速報メール、宮崎県防災・防犯情報メールサービス、高鍋町防災情報配信システム）		○
ホームページ	○	○
テレビ・ラジオ放送	○	○

2. 避難行動要支援者への避難支援

(1) 災害発生直後の対策

災害発生直後は、同意者名簿を活用し、避難支援等関係者等の協力のもと、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行い、避難場所への避難誘導を行います。

(2) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等を行うに当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で同意者名簿情報を活用した避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮します。

避難支援等関係者の安全確保については、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域全体で話し合い、避難支援等におけるルールや計画を作成し、その周知を図る必要があります。

(3) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者の避難支援

災害発生時等において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要がある場合は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供し、可能な範囲で支援の協力を求めることとします。

ただし、名簿情報の提供は、災害発生時等であれば無条件に認められるものではなく、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害履歴等を総合的に勘案して、名簿情報を提供することが適切か慎重に判断する必要があります。

3. 避難行動要支援者の安否確認の実施

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに不同

意であった避難行動要支援者についても、災害発生時等において、名簿情報を活用して安否確認を行います。

特に、避難行動要支援者は、自ら避難することが困難であるため、その安否を早く正確に把握して犠牲者を減らすことに努めます。

また、大規模災害発生時における安否確認については、避難支援等関係者だけでなく社会福祉事業者、障がい者団体、ボランティア団体や民間企業等の協力も必要になってくるため、個人情報の取り扱い等について事前に協定を締結するなど積極的に連携していきます。

4. 避難所での対策

(1) 避難行動要支援者情報の引継ぎ

災害発生時等に助かった避難行動要支援者の命が、その後の避難生活における配慮不足により失われることのないように、地域の実情や特性を踏まえて、避難後の避難行動要支援者の支援を行う必要があります。

指定避難所において、名簿情報が避難後の生活支援に活用できるよう、避難所の管理責任者に適切に引き継ぎます。

(2) 避難行動要支援者への配慮

避難行動要支援者の避難先は、原則的には一般の指定避難所になりますが、このような避難所での生活は、健康面や精神面に大きな影響を与えることから、次に掲げる事項に配慮するよう努めていきます。

- ①障がい者用トイレ、スロープ等の仮設による避難所のバリアフリー化
- ②車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等の保健福祉サービスの提供
- ③避難行動要支援者が不利とならない食料、飲料水、生活必需品の供給等の生活支援
- ④聴覚障がい者には掲示板や手話通訳、視覚障がい者には点字等を活用した情報を的確に伝える手段の構築
- ⑤避難行動要支援者の介助に関し、必要に応じてボランティア団体や関係団体への協力要請

(3) 福祉避難所

必要に応じ避難行動要支援者が必要な生活支援を受けられるよう、バリアフリー化や相談等にあたる介助員等を配置するなど安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定・設置し、状況に応じて避難所から福祉避難所への移送を行います。この場合、避難行動要支援者の家族についても、必要に応じて福祉避難所へ避難させることとします。

また、福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居に努め、関係機関と連携を図り、社会福祉施設等への入所等を積極的にあつせんし、早期退所が図れるように努めていきます。

【町内の指定避難所】

	指定避難所	第1次	第2次	第3次	備考
1	高鍋町防災センター（役場来客駐車場内）	○	○		
2	高鍋町中央公民館	○	○		
3	高鍋町体育館		○		
4	高鍋町スポーツセンター		○		
5	高鍋町美術館		○		
6	高鍋町健康づくりセンター	○			
7	高鍋西中学校（体育館）		○		
8	高鍋西小学校（体育館）		○		
9	東児湯消防組合	○	○		
10	農業大学校（体育館）				状況により開設
11	高鍋農業高等学校（体育館）			○	
12	めいりんの湯		○		
13	高鍋町ふれあい交流センター	○			福祉避難所
14	(福)晴陽会 うからの里 高鍋事業所	○			福祉避難所

5. 在宅における避難行動要支援者の把握

避難所に避難していない避難行動要支援者については、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、避難支援等関係者等の協力を得ながら、その状況を把握していきます。特に、避難行動要支援者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意するものとします。

1. 避難支援等に係る地域支援体制づくり

災害発生時において、円滑かつ迅速に避難支援等を実施するために、自治公民館等の地域組織は、避難行動要支援者に対し平常時から見守りや声かけを積極的に行い、住民同士が顔の見える関係を構築し、地域の防災力を高めるとともに避難支援等関係者を拡大するための取り組みを行っていく必要があります。

その際、防災に直接関係する取り組みだけでなく、日常の様々な活動の中で避難行動要支援者が地域社会で孤立することを防ぎ、避難行動要支援者に対して地域行事への参加を呼びかけ、地域に溶け込むことのできる環境づくりに努めること、また、地域おこしのための様々な事業やボランティアとの連携を検討することも必要です。

2. 研修等の実施

(1) 避難行動要支援者への研修等

避難行動要支援者が、災害発生時等において、自らの身を守るための主体的な避難行動をとることができるよう、本人又はその家族等に研修等を通じて防災意識の向上を促すことが大切です。

(2) 避難支援等関係者への研修等

避難行動要支援者への実効的な避難支援体制を構築し、更に地域の防災力を向上させるため、今後は、避難支援等関係者自らの生命及び身体を守りつつ、避難行動要支援者の命を守るために協力を仰ぐ人材を育成することが必要です。

そのため、避難支援等関係者に対して、高齢者や障がい者等との関わり方など、福祉や保健に関する研修及び避難行動要支援者名簿の意義やその活用について普及・啓発するための防災に関する研修等の開催に努めていきます。

3. 防災訓練への参加

地域で実施される防災訓練において、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者が参加し、作成した個別支援計画の避難支援等が、実際に機能するかを点検することは非常に重要なことです。

避難行動要支援者が訓練に参加することにより、各参加者が、車椅子などへの対応を実際に経験でき、避難行動要支援者についての理解も深まります。

特に、防災訓練の際に生じた課題等については、これを再度検証し、必要に応じて個別支援計画を見直すことにより、より円滑な避難支援体制の構築を図っていきます。